

P.92

◆山本由美子議員 おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、子育て支援について、お伺いいたします。

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠、出産、育児と切れ目ない支援策が講じられていますが、現在、大きな課題となっているのが出産直後の対応です。出産により、女性の心身には大きな負担が生じ、特に出産直後から1カ月間は、身体的な負荷に加え、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要です。出産後の母親が育児への不安や重圧などによって、精神的に不安定になる産後鬱は、約10人に1人が経験すると言われ、深刻化すれば虐待や育児放棄、自殺を招くおそれもあります。出産直後の母親への精神的、身体的なサポートは、欠かせないものとなってきていますが、本市における産後ケアの現状と課題をお聞かせください。

P.92

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 健康福祉部子育て支援担当部長、お答え申し上げます。

本市の母子保健業務では、産後1カ月前後の新生児訪問、2カ月前後の赤ちゃん訪問や、妊産婦相談、また産後ケア講座などにおきまして、母子の健康観察、母乳や育児の相談、ケアを実施いたしております。課題といたしましては、平成28年度の新生児訪問や赤ちゃん訪問におきまして、医療連携ケースも含めまして、母親支援が必要で経過観察となった約8%の対象者に継続的なフォローを要したことから、産後の母親に寄り添った支援が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

P.93

◆山本由美子議員 訪問活動していただく中で、支援が必要な方がふえてきたということで、御答弁いただいたのですが、近年では、女性の出産年齢が年々高くなってきており、出産する女性の親の年齢も高齢化し、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化する中で、不安を抱えたまま母親としての育児をスタートするケースも少なくありません。

そこで、産後に産科医療機関や助産院などにおけるショートステイやデイサービスで、母子の健康や授乳指導、育児相談などを行う産後ケアの充実が求められております。本市においても導入する考えはないか、お尋ねいたします。

P.93

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 保健センター、子育て世代包括支援センター等が把握した支援を要する産婦をケアする受け皿として、産後ケア事業の充実が必要と考えておりまして、今年度の導入に向けまして、今、議員のほうからございました、宿泊型でありますとか日帰り型、また訪問可能な産院・助産院等の情報収集、またその調整に現在当たっているところでございます。

以上でございます。

P.93

◆山本由美子議員 前向きな御答弁をいただいたのですが、いつぐらいにこの産後ケア事業を導入していこうとされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

P.93

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 今現在、調整を進めておりまして、調整の中で、助産院さんが今度開設予定というところもございまして、その時期も勘案する中で、できるだけ早い機会にということで、現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

P.93

◆山本由美子議員 長岡京市のほうでも、平成28年度に2つの産科医療機関に御協力いただいて、ショートステイでありますとか、デイサービスを行う産後ケア事業を始められております。平成28年には3人、平成29年6月までにまた3人、御利用いただいて、育児指導とかまた休養していただく中で、元気になってまた家庭の中に戻られているという

こともお聞きしていますので、できるだけ早い時期にそういう事業を起こしていただきますようお願いしたいと思います。

また、国でも、今現在は1,741市区町村のうち、約180の自治体を実施されているわけですが、これを240自治体へ広げるための予算も今年度計上されております。もうそれだけ産後鬱対策といえますか、産後のケアをしっかりとしていこうということで取り組まれておりますので、またよろしくお願いたします。

厚生労働省研究班が、2012年から2014年度に実施しました調査では、初産の場合、うつ状態など精神的な不調に陥る方は産後2カ月ごろまでに多く、特に産後2週間の時期に発症のリスクが高かったことがわかりました。産後1カ月健診は広く行われていますけれども、子どもの発育の確認が中心となっていることが多く、研究班はより早い段階から精神的に不安定になりやすい母親へのケアを充実させる必要があると指摘しております。国においては今年度から、産後鬱予防や新生児への虐待防止などを図る観点から、産後2週間、産後1カ月など、産後間もない産婦の健診費用2回分まで、1回につき5,000円を上限に、国と市区町村が半分ずつ負担する産婦健康診査事業を創設しました。本市においても、産婦健康診査事業を実施すべきだというふうに考えますけれども、御所見をお伺いいたします。

P.94

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 産婦健康診査事業につきましては、議員御指摘のとおり、母子保健医療対策総合支援事業に基づきまして、平成29年度から創設された事業でございます。産後鬱予防に向けましては、子育て世代包括支援センター等におきまして、妊娠期からの相談支援を中心に、ケアの充実を図っているところでございます。

産婦健診におきましては、3つの要件がございます。その要件の1つとして、産後ケア事業というのが含まれております。この要件を満たすのをまず最優先ということで考えておきまして、今後は他市の導入状況を踏まえる中で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

P.94

◆山本由美子議員 それでは、産後ケア事業をまず導入していただいてから、この産婦健康診査事業のほうも導入に向けて考えていただけるのかどうか、再度確認させていただきたいと思っております。

P.94

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 他市の状況を踏まえますと、まだなかなか産婦健診までは至っていないところもございますので、まずは産後ケア事業の充実を図る中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

P.95

◆山本由美子議員 母親の身体面や精神面を把握して、産後の早期支援につなげるという観点からも、この産婦健康診査事業というのは非常に重要なものであるというふうに考えておりますので、他市の状況を見てということですが、本市のほうがいち早く導入していただきますよう、お願いたします。

それでは、次に、産後の母子支援を充実させるための取り組みについて、お聞かせください。

P.95

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 産後の母子支援を充実させるための取り組みにつきましては、医療、福祉の関係機関との連携がより細やかに図れますよう、関係機関のネットワークづくりに取り組むこととしております。また、新生児訪問等、既存事業の問診における心と体の健康チェック、こういった内容を充実させることで、産後ケアのニーズの把握と、産後の母子支援事業の改善、充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

P.95

◆山本由美子議員 そうしたら今、こんにちは赤ちゃん事業とかで訪問していただいているのですけれども、その中でも既にニーズ調査というか、そういうことはしていただいているのでしょうか。それとも、これからそういうようなことを充実させていきたいというふうに思っておられるのか、もう一度確認させていただきたいと思っております。

P.95

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 先ほどの1番目の答弁の中でも、約8%の経過観察が必要な妊産婦さんがいらっしゃるという答弁をさせていただきましたが、こういった状況の中で、それぞれ健診の中でのアンケート調査を踏まえる中で、そういう必要性があるのではないかとということで、より中身の、この心の体の健康チェック内

容を充実させることで、その把握に努めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

P.95

◆山本由美子議員 はい、ありがとうございます。

それでは、充実させていただいて、お取り組みいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、核家族化や共働き世帯がふえたこともあり、男性も育児に参加する必要性が高まってきたことや、子育てを考えるきっかけにしてほしいと、父子手帳を作成する自治体がふえてきています。また、孫育てや地域での子育て支援への積極的なかわりを推進することを狙いとしている祖父母手帳の作成も、全国の自治体で進められています。そこで、本市においても育児参加を促すため、父子手帳や地域における子育ての担い手になっていただくきっかけづくりとして、祖父母手帳を作成し、配付する考えはないか、お尋ねいたします。

P.96

◎健康福祉部子育て支援担当部長（辻村修二） 父子手帳は、父親がともに子育ての喜びを享受し、育児者となる意欲を応援するものとして、今年度の夏以降、母子手帳とともに父親になられた方に配付する予定でございます。祖父母手帳につきましては、現時点で作成を考えておりませんが、時代とともに変化する子育てと、一方で変わらない子育ての知恵や育児力を再確認することによって、世代間のギャップを埋め、家族や地域において、子育て支援が受けられる環境づくりを行う上で、非常に有益というふうを考えておりまして、当該手帳の作成についても、今後研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

P.96

◆山本由美子議員 父子手帳のほうは、今年度夏以降に母子手帳とともに配付してくださるということですので、子育てを一緒に考えるきっかけづくりにしていただければいいなというふうに思っております。また、祖父母手帳も、さいたま市でも取り組まれているのですけれども、今、部長がおっしゃったように、世代間のギャップを埋めるために、相互のコミュニケーションがより円滑になるようにという目的で作成されております。もう1つは、やっぱり地域で、特にさいたま市の場合は、核家族が多かったということで、33.5%も占めておられたそうです。やっぱり育児ですとか家事に協力者がいないという声があったということで、その一方で、祖父母世代の方は時間や経済的なゆとりがある方もいらっしゃるの、そういう方々を地域における子育ての担い手として、新たに取り込めないかという観点から祖父母手帳を作成されたというふうにおっしゃっていました。この祖父母手帳のほうもすごく好評であるということで、いろいろな興味深い内容になっておりました。また参考させていただいて、本市でも祖父母手帳の導入のほうも考えていただきたいというふうに思います。

今回、産後支援について、質問させていただきましても、今後も母子の健康とそして子どもの健やかな成長を目指して、子育て世代包括支援センター B Come（びーかむ）と連携を図っていただきながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をよろしく願いいたします。

それでは次に、新たな住宅セーフティネット制度について、お伺いいたします。

民間の空き家・空き室を活用し、住まいを確保することが困難な高齢者や子育て世帯、低所得者など、住宅確保要配慮者と言われる方々の入居を支援する改正住宅セーフティネット法が本年4月に成立し、制度の運用に向けて準備が進められています。新たな住宅セーフティネット制度は、単身高齢者や低所得者、子育て世代など、住宅確保要配慮者の増加が今後見込まれる一方で、全国的に増加している空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県などが登録を受け、総合的に入居を支援していくというものです。また、この制度には、登録賃貸住宅に対して、バリアフリー化や耐震改修に必要な費用の一部を補助したり、所得の低い方や保証人を見つけることが難しい方でも入居できるように、家賃補助や家賃債務保証料を支援することなども含まれています。

今回の制度創設の背景には、さまざまな課題もありました。人口減少や高齢化に伴う世帯数の減少により、全国の空き地・空き室は増加傾向にあります。地方自治体の公営住宅は応募倍率が高いため、希望者が入りたくても入れないという現実があり、公営住宅の応募倍率は全国平均で5.8倍、特に大都市では東京が22.8倍、大阪で10.5倍に達するなど、入居できない世帯が多くなっています。

そこでお伺いいたします。本市における市営住宅の募集状況、応募倍率はどのようになっているのか、お聞かせください。

P.97

◎土木建築部施設担当部長（中西隆） 土木建築部施設担当部長、お答えいたします。

市営住宅の募集につきましては、直近では本年3月に空き家募集を行いまして、8戸の空き部屋に対し49件の応募がございまして、倍率は6.1倍となっていたところでございます。

以上でございます。

P.97

◆山本由美子議員 平成27年、28年度の応募倍率もわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

P.97

◎土木建築部施設担当部長（中西隆） 平成27年1月募集におきましては、戸数8戸に対しまして倍率は10.5倍でございました。あと、平成27年の7月募集に関しましては、8戸の募集に対しまして倍率は8.6倍、平成28年1月の募集に関しましては、6戸の募集戸数に対しまして倍率は11.3倍でございます。

以上でございます。

P.97

◆山本由美子議員 年度によって応募倍率も変わってはおりますけれども、本市においても入居できない世帯が多くいらっしゃいます。ニーズの高まりに反して財政事情や将来的な人口減少を見据えれば、公営住宅の大幅な増加というのは、なかなか見込めないというのが現状であります。住宅の確保が困難な方に対して、低い家賃で安心して住める住宅セーフティネットをいかに構築するかが喫緊の課題となっておりますが、住宅確保要配慮者の現状をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

P.97

◎健康福祉部長（栗林三善） 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者等、住宅の確保に特に配慮を要する方々が住宅確保要配慮者であると認識いたしております。特に単身高齢者世帯は、全国で今後10年間に100万人増加すると考えられておきまして、そのうち22万人が民間賃貸住宅の入居者であると言われております。

亀岡市におきましても、65歳以上の単身世帯数は平成17年の国勢調査におきましては、1,730世帯でございました。平成22年の国勢調査におきましては、2,312世帯に増加しておりまして、今後も増加するものと考えております。

また、ひとり親世帯は約1,000世帯、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳保持者は約6,000人というような状況でございます。それぞれの住宅状況の把握はできておりませんが、一定数の住宅確保要配慮者が存在するものと考えております。

以上でございます。

P.98

◆山本由美子議員 ただいま、数字を上げて状況を御説明いただいたのですが、この住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅へ入居を希望された場合に、家賃滞納、孤独死、子どもの事故、騒音などを理由にして、入居を拒まれるケースも少なくないというふうに言われております。

平成27年度の国土交通省の調査によりますと、民間賃貸住宅の家主の70.2%が高齢者の入居に拒否感があるというふう回答し、入居者を拒否する理由としましては、家賃の支払いに対する不安が61.5%と最も多かったことがわかっております。

そこで、本市における住宅確保要配慮者への相談窓口など、支援体制はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

P.98

◎健康福祉部長（栗林三善） 御質問のありましたとおり、民間の空き家・空き室を活用し、住まいを確保することが困難な高齢者、子育て世帯の入居を支援いたします改正住宅セーフティネット法につきましては、本年4月19日に可決・成立したものでございます。この秋にも施行される見込みでございますので、京都府と連携を図りまして、庁内関係課が連携して支援体制を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

P.98

◆山本由美子議員 それでは、今現在はそういう相談窓口というのはないということではよろしかったでしょうか。確認させていただきます。

P.98

◎健康福祉部長（栗林三善） 現在は、京都府におきまして協議会を設置し、登録されておりますので、そちらのほうに相談させていただくということで対応いたしております。

以上でございます。

P.99

◆山本由美子議員 今、御答弁いただきましたけれども、今回の制度では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、NPO法人や地方自治体、不動産関係団体などで構成する居住支援協議会の機能強化が求

められております。本市におきましては、現在、先ほども部長から答弁がありましたけれども、京都府の居住支援協議会に参画されております。されてはいるのですけれども、住宅の情報提供や入居相談に応じるとともに、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅のマッチング、家賃債務保証や見守りサービスの紹介などを行う居住支援協議会を本市に設置することについて、御見解をお聞かせください。

P.99

◎土木建築部施設担当部長（中西隆） ただいまも御紹介がございましたけれども、現在におきましては、京都府において京都府居住支援協議会がもう設立されておりまして、高齢者の方、また障害者の方々など、住宅確保要配慮者の円滑な住居の確保のために、施策が検討、実施されているところでございます。

今回の法改正によりまして、かなりその内容については改正されておりますけれども、本市といたしましても、本協議会に参画しておりまして、他市等と連携を図る上で、地域の実情に応じた居住支援に取り組んでいくこととしておりますので、現時点では市独自での居住支援協議会を設置する予定はないところでございます。

以上でございます。

P.99

◆山本由美子議員 居住支援協議会が設置されているのは、昨年11月時点で47都道府県と17市町村という現状ではありますけれども、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実施するためにも、市での取り組みが重要であるというふうに思いますので、関係団体にも働きかけていただきまして、市としてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、今、考えていないということだったのですけれども、今後、御検討いただけるかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

P.99

◎土木建築部施設担当部長（中西隆） 今回の法改正につきましての各施策につきましては、現在、市町村等にも詳しい情報等は入ってきておりませんので、その施策内容によりまして、市単独で協議会を設置するのがいいのか、また広域でやっていくのがいいのかということも含めまして、今後検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

P.99

◆山本由美子議員 ありがとうございます。

それでは次に、子育て世帯、単身高齢者などの住宅確保要配慮者の増加が見込まれる中で、空き家・空き室が増加していることから、住宅セーフティネットの充実のために、これらを有効に活用することが期待されております。住宅確保要配慮者への支援と、空き家活用の両方を目指した今回の新たな制度を実効性あるものにしていくために、どのように準備し、取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

P.100

◎土木建築部施設担当部長（中西隆） 先ほどもお答えしたところでございますけれども、今後、住宅確保要配慮者の増加が見込まれる一方で、空き家また空き室等もふえていることが予想されている中で、この法律にかかる施策につきましては重要であるというふうに、市としても認識しているところでございます。今後におきましては、法の施行に向けました各施策につきましての動向を注視しつつ、また現在のところ、京都府の居住支援協議会とも連携する中で、情報収集等に努めてまいりたく思っております。

また、円滑な居住支援につなげていくために、庁内の関連部署とも連携いたしまして、空き家等の有効活用を含め、施策を検討していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

P.100

◆山本由美子議員 はい、ありがとうございます。

今回の制度は、いかに空き家・空き室を登録していただくかということが鍵となってきます。庁内でしたら市長公室のふるさと創生課が今、空き家の活用ということで、空き家バンクも進められておりますし、また、先ほども入居を拒まれるケースがあるということで、大家さんが拒否されるというケースがありますので、それを防ぐために、今回は生活保護世帯が登録住宅に入居する際の家賃の代理納付を行うようなこともこの中に盛り込まれております。そういうことを考えますと、やっぱり健康福祉部と土木建築部、そして健康福祉部と市長公室と、ということで、庁内もしっかりと連携していただきながら、今回の制度はまだまだこれから始まっていくという制度ですので、見えていない部分もたくさんあるのですけれども、必要に迫られている方が増加しつつあるというこの現状をしっかりと把握していただきまして、この空き家を活用することで、住宅を必要としている方が円滑に入居できる環境を、今も言わせていただいたように、庁内しっかりと連携を図っていただきながら、整備を進めていただきたいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、就学援助における新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、お伺ひいたします。

文部科学省は、平成29年3月31日付で、要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱を改正し、新入学児童生徒学用品費の単価を従来の約2倍にするとともに、支給対象者をこれまでの児童または生徒の保護者から、新たに就学予定者の保護者を加えました。これにより、入学前支給が可能となり、また文部科学省からは、この改正にあわせて、平成30年度からその予算措置、補助率2分の1を行うとの通知がなされたところです。

しかし、この措置はあくまでも要保護児童生徒に限ったものであり、準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の単価の変更及び入学前支給についての対応は、本市が判断していくことになります。既に単価については、平成29年度から対応いただき、小学校は2万470円から4万600円に、中学校は2万3,550円から4万7,400円に引き上げていただいております。今回の国における改正趣旨や、本市における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合に、準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、平成30年度分から対応できるように準備を進めることが必要であると考えます。

昨日、入学前支給については、前向きな御答弁があったところではありますが、平成28年3月定例会と12月定例会で、この件について一般質問させていただきました。その後の検討状況も含めて、改めて御見解をお伺ひいたします。

P.101

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

山本議員には、この間、大変熱心にこの質問、また活動に取り組んでいただいているところではありますが、亀岡市としても、その質問内容を参考にさせていただきながら、この間、検討してまいりました。特に、先ほどありましたように、亀岡市が独自で判断しなければいけないということでございましたので、子どもたちにとって、やはり小学校、中学校に入学するというのは、大変大きな1つの門出でもあるというふうに思っておりますし、その子どもたちが安心して、大きな障害なく入学できることは、大変必要なことだというふうに思っています。

そのような中で、昨日、木曾議員また並河議員にも御答弁いたしました。平成30年度の入学予定者から対応していきたいということで考えているところでございます。

以上です。

P.101

◆山本由美子議員 改めて御答弁いただきまして、ありがとうございます。

入学前の必要な時期に、この入学準備金として支給されるということは、保護者の方の負担軽減にもつながるというふうに思います。

そこでまた聞かせていただきたいのですけれども、新入学児童生徒学用品費を入学前支給にすることにより、発生する課題がありましたら、お示しください。また、その対策はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

P.101

◎市長（桂川孝裕） 実施に向けて、これまで課題としていたシステム改修については、おおむねプログラム内容の見通しができたというふうに思っております。今後は、入学予定者に支給した後に、転出された場合などの返還にかかわる同意書の検討を進めるとともに、申請手続や認定・支給事務の見直し、規則改正の内容などを整理してまいりたいというふうに思っております。

P.102

◆山本由美子議員 いろいろな課題があるけれども、整理して進めていただくということで、御答弁いただきました。

入学前支給の実施に向けて、今後のスケジュールとして考えられていることがありましたら、通告はしていませんでしたので、教育部長のほうに、できたらお答えいただきたいと思っております。

P.102

◎教育部長（山本善也） 教育部長、お答え申し上げます。

前倒し支給にかかるスケジュールでございますが、まずはこれまでから御答弁させていただいておりますとおり、実施していくには予算が必要になりますので、9月定例会で補正予算の承認をいただければ、10月にはシステム改修にかかる協議とあわせて、就学時健診案内時に文書送付ができるように進めてまいりたいというふうに思っております。その後、12月には再度、ホームページなどで周知を行い、1月には申請受け付けを行い、2月に認定作業、3月には支給できるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

P.102

◆山本由美子議員 市長のほうからは、準要保護に対して入学前に支給して下さるといことで、御答弁いただきました。本当に感謝申し上げます。

また、教育部長のほうからも、今、スケジュールということでお示しいただきましたので、もうそのスケジュールどおり、しっかりと入学前に支給していただけるように、滞ることなくお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、水道未普及地域における補助金制度の拡充について、お伺いいたします。

水道未普及地域におきましては、安定した良質な飲用水などを確保するため、取水施設などを整備した場合、その経費の一部を補助する制度が、平成24年度より創設されました。安全で安心して良質な水の確保を維持するためには、住民の方にとりましては、補助金制度は欠かせないものとなっております。また、補助金制度の対象となった箇所は、10年経過しないと補助対象とならないため、慎重に御利用いただいているところです。現在、取水施設から家庭までの配水管や給水管の経費については、補助対象となっておらず、住民の方からは自然災害等で配水管が損傷したときに、補助金制度が利用できないと心配だという声をお聞きし、今後、老朽化という問題も考えられることから、配水管についても補助金制度の対象にすべきではと、平成27年3月定例会で質問したところ、配水管や給水管について補助対象とするかは、今後、それぞれの地域の実情を十分に考慮して検討していくと答弁されました。その後の検討状況について、お尋ねいたします。

P.103

◎上下水道部長（西田稔） 上下水道部長、お答え申し上げます。

家庭用取水施設等整備事業費補助制度につきましては、平成24年に創設いたしまして、5年間で多くの皆様に御利用いただいております。水道未普及地域にお住まいの皆様への飲用水の安全・安心・安定供給が進んだものと考えているところでございます。

平成27年3月に御質問いただきまして、水道の未普及地域の団地などで共同利用されております飲用水の供給施設、これらにつきまして調査いたしましたところ、合計で約20キロメートルの配水管が布設されているということがわかりました。こうした施設におきましては、将来にわたり飲用水の安定した供給を確保するためには、いずれこういった配水管の更新が必要になってまいります。中には、老朽化いたしました配水管を計画的に更新したいと、そういった意向をお持ちの団地もあるところでございます。

老朽管の更新の必要性、あるいはその必要な時期、必要経費、そういったものにつきましては、それぞれの地域によって違いがあるというふうに考えているところでございます。そういった地域の実情を十分考慮する中、また、市の財政状況も考慮いたしまして、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

P.103

◆山本由美子議員 平成27年3月に質問させていただきまして、調査はしていただけたということで、今、聞かせていただきましたけれども、補助金対象にしていくためには、どういうことが今後必要になっていくのか、どういうことが課題になって、補助金対象の中に入れられないのかということがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

P.103

◎上下水道部長（西田稔） 各地域で水道施設、供給施設の整備をされておまして、主には塩化ビニール製の水道管が道路の下に埋設されているところでございます。通常の耐用年数は、おおよそ40年前後のもつのではないかとということで、昭和50年代に、古くに開発された団地におきましては、そろそろ配水管の更新時期に差しかかってくるというふうを考えております。そういった未普及地域にお住まいの皆様、今後とも安定的に飲用水を供給していくことを考えますと、今後、配水管の更新の必要性は高まってくる、したがって、補助制度についても十分に検討していかなければならないというふうには考えているところでございます。

以上です。

P.103

◆山本由美子議員 共同の水道を維持管理されているところは、もう大体30年ぐらいたっているところ、ぼちぼち30年たつところが多いわけですがけれども、今言われたように、耐用年数が40年前後ということで、今後、そういう老朽化のために取りかえていかなければいけないということも出てくるかと思うのですけれどもね。住民の方の不安は2つありまして、今おっしゃったみたいに、老朽化した場合ですね。年数がたったことによって老朽化した場合のために、やっぱり計画的に取りかえをしていきたいという、先ほども部長が言ってくださったのですけれども、そういうことと、自然災害などで突発的に損傷したときに、補助の対象となっていないので、それを一定、そこだけを修理するというのではなくて、つなぎ目ですね。5メートル、その前後でしたら10メートルとか15メートルをそっくり取りかえたときも、今では対象となっていないのですね。そういうところも、今後は対象にしていだけないかと

ということで、この平成27年3月のときも、ちょっとそういうことを言わせていただいたのですけれども、まだそこら辺の答弁はいただいていたので、それに対しては、補助対象としていける可能性、思いはあるのかどうか。引き続き検討していきますということでしたけれども、検討していただいて、それが補助対象となっていくことが考えられるのかどうか。検討というのは、単なる検討だけではなくて、前向きな検討をして補助対象としていけるように、何らかの形を考えてくださるのかということ、ちょっと答弁いただきたいと思います。

P.104

◎市長（桂川孝裕） 水道未普及地におきましては、これは実は市道も同じで、今、準市道という位置づけで、その地域に住まれる方が、そういう道路ですとか水道という生活インフラ、その基本的なところに費用がかかって、その負担に耐えられないからもうそこから出るようなことになると、亀岡市としても、正直言いまして、やはり将来そこがスラム化とか、空き家がふえているような課題が生まれてくるのも大変厳しい状況になるなということを感じています。

そういう面では、やはりそういう周辺地域の高度成長期に開発された団地においても、年をとられても住めるような、そのような状況をやはりこれは、1つのセーフティネットとして考えていかなければいけないというふうに思っているところであります。

今、議員が言われましたような災害時はもちろんですし、更新時においても、その補助率がどうなるかということ、また今後検討していかなければなりません。特に財源の問題もございまして、亀岡市としていろいろなものに補助を出すのはいいのですけれども、収入がなければそれに対して出せませんので、その辺のことも考えながら、対象としていく中で、どのような補助率にしていくかということ、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

P.104

◆山本由美子議員 今、市長から答弁いただきまして、検討の中で補助率も考えながら補助金制度の中に入れていただけたということで確認させていただいて、よろしいのでしょうか。

P.104

◎市長（桂川孝裕） 時期や補助率については、まだ検討余地がありますが、前向きに進めていきたいというふうに考えております。

P.105

◆山本由美子議員 はい、ありがとうございます。

それでは本当に、この補助制度をつくっていただいて、住民の方は、本当に生活の安心につながっているということで、大変喜んでいただいています。感謝もされておりますけれども、本当にこの配管という部分で、長年やっぱり不安材料になっておられたみたいですので、自分たちでできることは自分たちでしていかないとはいけないと思うのですけれども、やはり今も言っていただいたように、セーフティネットということで、不安を安心に変えていただく、そういうためにも、補助金制度を導入していただくように、できるだけ早い時期に検討していただいて、安心につながっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして確認をさせていただきましたので、今後期待しております。よろしく願いいたします。

以上で、全ての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。